

Apple Pay 特約および電磁的方法による情報提供に関する同意条項 改定箇所

(2024 年 3 月改定)

改定前	改定後
<p data-bbox="286 432 1039 464">Apple Pay 特約および電子メールによる書面交付に関する同意</p> <p data-bbox="421 528 889 560">Apple Pay 特約（クレジットカード用）</p> <p data-bbox="237 576 546 608">第 1 条（本特約の適用等）</p> <p data-bbox="237 624 1084 751">1. 本特約は、「<u>京葉銀 VISA カード会員規約</u>」及び各特約（以下総称して「<u>会員規約等</u>」という）を承認した株式会社京葉銀カード（以下「<u>当社</u>」という）のカード会員（以下「<u>会員</u>」という。家族会員を含む）が、</p> <p data-bbox="405 863 920 895"><u>「電子メールによる書面交付に関する同意」</u></p> <p data-bbox="237 959 1084 1134"><u>Apple Pay 利用者は、割賦販売法第 30 条 1 項および 2 項に定める書面交付に代えて、電子メール（本文に直接テキスト表示されます）の方法により同条項に規定される事項が記載された電磁的記録が送信されることにつき、予め承諾するものとします。</u></p> <p data-bbox="237 1150 1084 1230"><u>なお、当社の判断により、電子メールではなく書面を発送する場合があります。</u></p>	<p data-bbox="1113 432 1917 464">Apple Pay 特約および電磁的方法による情報提供に関する同意条項</p> <p data-bbox="1292 528 1760 560">Apple Pay 特約（クレジットカード用）</p> <p data-bbox="1113 576 1422 608">第 1 条（本特約の適用等）</p> <p data-bbox="1113 624 1960 751">1. 本特約は、「<u>京葉銀カード会員規約</u>」及び各特約（以下総称して「<u>会員規約等</u>」という）を承認した株式会社京葉銀カード（以下「<u>当社</u>」という）のカード会員（以下「<u>会員</u>」という。家族会員を含む）が、</p> <p data-bbox="1267 863 1805 895"><u>電磁的方法による情報提供に関する同意条項</u></p> <p data-bbox="1296 911 1776 943"><u>（Apple Pay（クレジットカード）会員）</u></p> <p data-bbox="1113 959 1422 991">第 1 条（情報提供の方法）</p> <p data-bbox="1113 1007 1960 1278"><u>Apple Pay（クレジットカード）を利用する又は利用を希望する会員（以下、「Apple Pay（クレジットカード）会員」）は、当社が割賦販売法に基づき当社が情報の提供を義務付けられる事項（同法 30 条第 1 項、第 2 項（その後法令変更により所定条項が変更された場合には変更後の条項。以下同じ）参照）について、当社の選択により、紙媒体または電磁的方法のいずれかにより交付できるものとするに同意します。</u></p>

第2条（電磁的方法による情報提供の方法及び内容）

当社は、割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく情報提供を電磁的方法により行います。その具体的方法及び内容は以下の通りです。

1. 電磁的方法による情報提供の方法は、当社のサーバー上の当社WEBページ（https://www3.vpass.ne.jp/mem/addcard/applepay_regulation.jsp?cc=025）画面にて、Apple Pay（クレジットカード）会員の閲覧に供する方法とします。ファイル形式は、[PDFファイル]とします。

2. 会員は、当社サーバーから、「Apple Pay（クレジットカード用）法定書面（PDFファイル）」をダウンロードし、会員のPCその他の端末に保存下さい。

3. 会員は、PDFファイルを閲覧可能なソフト又はアプリ（Adobe Acrobat等）を使用してPDFファイルを閲覧するものとします。端末へのインストールが未了な場合は、インストールが必要となります。

第3条（電磁的方法による情報提供の方法の変更）

当社は、電磁的方法による交付を承諾された会員の利用に際し支障をきたすおそれが著しく低いと判断した場合、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載又は電子メール等で通知して変更内容を明らかにすることにより、会員の同意を得ることなく、「電磁的方法による交付の方法」を変更することができるものとします。

第4条（通信費用等）

会員と通信サービス業者等との間の契約に基づく通信費用等については、会員の負担となります。

※Apple、Apple Pay は Apple Inc.の商標です。